

市第 114 号議案

横浜市老人福祉施設条例の一部改正

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書及び第1号を削り、同項第2号中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を削り、同条第3項第2号中「通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第1号通所事業」を「介護保険法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）又は同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号通所事業（同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）」に改める。

第8条第2項第2号中「第3条第2項第1号及び同条第3項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同項第4号中「第3条第2項第2号」を「第3条第2項第1号」に改め、同項第6号を削り、

同項第 7 号中「、第 5 号」を「又は前号」に改め、「又は居宅介護支援」を削り、同号を同項第 6 号とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市新橋ホームにおいて介護保険法に基づく通所介護等及び居宅介護支援の事業を廃止するため、横浜市老人福祉施設条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市老人福祉施設条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(事業)

第3条（第1項省略）

2 特別養護老人ホームは、次の事業を行う。ただし、第1号及び第4号の事業は、横浜市新橋ホームにおいてのみ行う。

(1) 法第10条の4第1項第2号の措置に係る者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与

(2) 法第10条の4第1項第3号の措置に係る者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項に規定する短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防短期入所生活介護」という。）を受ける者その他市長が必要と認める者への短期間の入所による養護

(2) (本文省略)
(3)

(4) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。）

3 老人福祉センターは、次の事業を行う。ただし、第2号の事業は、横浜市野毛山荘及び横浜市戸塚柏桜荘においてのみ行う。

（第1号省略）

(2) 法第10条の4第1項第2号の措置に係る者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第1号通所事業、同法第18条に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）又は同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号通所事業（同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与

（利用料金）

第8条（第1項省略）

2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（第1号省略）

(2) 第3条第3項第2号、第3条第2項第1号及び同条第3項第2号に規定する市長が必要と認める者への通所による便宜の供与にあっては、要支援者に対する介護保険法の規定により定められた指定第1号通所事業のサービスに係る費用の額

(第 3 号省略)

- (4) 第 3 条第 2 項第 1 号に規定する市長が必要と認める者への短
期間の入所による養護にあっては、要支援者に対する介護保険
法の規定により定められた介護予防短期入所生活介護に係る費
用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び
滞在費の基準費用額

(第 5 号省略)

-
- (6) 居宅介護支援を受ける場合にあっては、介護保険法の規定に

より定められた居宅介護支援に係る費用の額

- (6) 前各号に掲げるもの以外の利用料金については、第 1 号若し
くは第 2 号の通所による便宜の供与、第 3 号若しくは第 4 号の
短期間の入所による養護^{又は前号}、^{、第 5 号}の入所による養護^{又は居宅介}
^{護支援}に要する費用の実費相当額

(第 3 項及び第 4 項省略)